

アール医療専門職大学 研究倫理綱領

大学における学術研究は、学問的良心に基づき自由に行われる活動であるが、その自由は社会からの信頼と負託を前提として存在する。このことに鑑み、本学及び本学の研究者が自律的に社会への責任を果たし、本学の学術研究が適正かつ円滑に遂行され、持続的に社会からの信頼を得ることを目的として、本学における研究活動に携わる全ての者(以下、「研究者」という。)が常に自覚し、遵守すべきアール医療専門職大学研究倫理綱領をここに定める。

1. 研究者の責務・行動規範

研究者は、本学の教員のみならず、本学で研究活動に従事する事務職員、学部学生及び客員研究員等を総称する。

(1) 基本的事項

- ① 研究者は、学術研究が社会からの信頼と負託の上に成り立っていることを自覚し、研究活動において、本指針の趣旨に則り良心と信念に従って誠実に行動し、不正な行為は行わず、またそれらに加担しない。
- ② 研究者は、当該研究において人間の尊厳と基本的人権を尊重し、社会の理解を得られるように努める。
- ③ 研究者は、国際的に認められた規範、規約及び条約等、国内の法令、指針等並びに本学の諸規程を遵守する。
- ④ 研究者は、真理の探究、自らの専門知識や能力の向上に努め、常に高い水準を目指して研鑽する。
- ⑤ 研究者は、異なる分野の専門研究を尊重するとともに、他の国・地域等の研究活動における文化、慣習、価値観等の理解に努める。
- ⑥ 学部・大学院学生が研究活動に加わる場合は、学生が不利益を被らないよう配慮する。
- ⑦ 研究者は、協働して研究に従事する人々の安全や環境に対して、責任ある取り組みを行う。障害や性別、国籍などによる差別やハラスメントの無い良好な人間関係を築くよう努める。
- ⑧ 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断などにおいて、利益相反に十分な注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

(2) 研究課題・計画の立案

- ① 研究者は、可能な限り明瞭な形で提示できる研究課題・計画を立案する。
- ② 研究者は、研究課題・計画の立案にあたっては、過去に行われた研究業績等を十分把握した上で、研究の独創性や新規性を誠実に確認する。
- ③ 研究者は、研究遂行中において、その進捗状況の自己点検を行い、適切な経過報告ができるように努める。

- ④ 研究者は、研究遂行中であっても、当該研究が人間、社会及び環境に好ましくない影響を及ぼす可能性が生じた場合は、その研究を継続するか否かを慎重に検討する。

(3) インフォームド・コンセント

- ① 研究者は、研究の対象や研究協力者に対しては法令や指針等関係規則を遵守し、これを保護する。
- ② 研究者が、人の行動、思想信条、財産状況、環境、心身等に関する個人の情報・データの提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対して当該研究の目的・意義、収集方法等について丁寧な説明を行い、提供者の同意を得るものとする。
- ③ 研究者は、予見し得る提供者への危険性を可能な限り排除するよう努める。組織、団体等からの情報・データの提供を受ける場合についても同様とする。

(4) 資料・データ等の収集及び管理

- ① 研究者は、研究活動に関わる資料・データ等の収集にあたっては、科学的かつ一般的に妥当と考えられる方法、手段により行う。
- ② 研究者は、当該研究のために収集又は作成した資料・データ等の関連する研究記録は適切に保管し、事後の検証が行えるよう必要な期間保存するものとする。

(5) 個人情報の保護

- ① 個人情報の重要性を認識し、その適正な取り扱いについて必要な措置を講じる。
- ② 研究者は、当該研究に関わって収集した資料・データ等の管理に万全を期すとともに、研究遂行上知り得た個人情報を本人の同意なしに他に漏らさない。個人情報の取り扱いに関する苦情等には誠実に対応する。

(6) 研究機器・薬品等の安全管理

- ① 研究者は、研究実験において研究装置・機器及び薬品・材料等を用いるときには、関係法令、本学諸規程等を遵守し、その安全管理に努める。
- ② 研究者は、研究実験の過程で生じた残渣物、廃棄物及び使用済みの薬品・材料等について、責任を持ってその最終処理を行う。

(7) 研究費の適正な執行

- ① 研究者は、学内外から交付される公的な研究資金を法令及び学内諸規程に従って適正に使用し、私的な利益のために不正に使用せず、また不正使用に加担しない。
- ② 研究者は、研究費の執行にあたっては、関係法令、本学諸規程及び当該研究費の執行基準等を遵守する。

(8) 研究成果の発信

- ① 研究者は、関係者の権利保護や産業財産権の取得等合理的な理由により公表に制約がある場合を除き、すべての研究成果を、正しく社会に報告・還元する権利と義務を有する。
- ② 研究者は、研究成果の発表にあたっては、先行研究を精査し尊重するとともに、他者の知的財産を侵害しない。

- ③ 研究の遂行及び成果の発表においては、捏造(存在しないデータの作成)、改ざん(データの変造、偽造)、盗用(他人のアイデア、データや研究成果を適切な引用なしで使用)等の不正な行為はしない。
- ④ 研究成果の発表にあたっては、当該研究活動に実質的に関与し、研究内容・結果に責任を有する者を著者とする。

2. アール医療専門職大学の責務

(1) 研究環境の整備と倫理教育

- ① 大学は、すべての研究者が十分に能力を発揮できるよう研究環境を整え、研究者の成長と、適性に応じた力量形成に配慮する。
- ② 大学は、研究者の研究倫理意識の高揚を図るため、必要な啓発及び倫理教育を実施する。
- ③ 大学は、研究の実施、研究費の執行にあたっては、関係法令や本学の規程等を遵守するよう周知徹底するとともに、不正行為が起こらないよう必要な措置を講じる。
- ④ 大学は、研究者が、利益相反あるいは研究活動に対する不当と思われる侵害など、紛争的な事象が生じた場合は、その解決に向けて必要な措置を講じる。

以上